

平成23年度

第2回 三次市地域公共交通会議資料

平成23年9月29日

三次市地域公共交通会議



もくじ

1 報告事項

- (1) 三次市地域公共交通会議委員の交代について
- (2) 三次市有償運送運営協議会の協議・結果について
- (3) 作木町自家用有償旅客運送実証運行（過疎地有償運送）の経過について
- (4) 公共交通モビリティマネジメントの実施計画について
- (5) 三城線（和知経由）、敷名線の新設バス停の設置等について

2 協議事項

- (1) 三次市民バス甲奴町線デマンド実証運行（案）について
 - ア．再編計画（実証運行）等について
 - 運行態様等について
 - 運行地域（基本路線）・予定ダイヤについて
 - 運賃の設定について
 - 使用車両及び他事業との併用について
 - 乗降場所の設定について
 - イ．スケジュールについて
 - 実証運行開始までの周知・広報等について
- (2) 備北交通(株)運行路線の事業計画変更（案）について
 - ア．作木線の一部路線の休止について
- (3) その他について
 - ア．安芸高田市が行う自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて（更新依頼）
 - イ．平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業の監査について（報告）

1 報告事項

(1) 三次市地域公共交通会議委員の交代について

平成23年8月1日に津森貴行副市長が就任されたことに伴って、「三次市副市長の事務分担に関する規則」に沿い、三次市地域公共交通会議の会長が交代になりました。

【新会長】

(敬称略)

構成区分	委 員
(1)三次市	三次市 副市長 津森 貴行

【旧会長】

構成区分	委 員
(1)三次市	三次市 副市長 高岡 雅樹

(2) 三次市有償運送運営協議会の協議・結果について

平成23年7月19日(火), みよしまちづくりセンターにおいて「三次市有償運送運営協議会設置要綱」, 「三次市有償運送運営協議会指針・基準」をご承認いただき, 特定非営利活動法人元気むらさくぎから申請のあった「過疎地有償運送」実施にあたり, 次のとおり協議しました。

協議依頼項目	協議結果
(1) N P Oによる自家用有償旅客運送の必要性	【認める】 同申請地域においては, タクシー等の営業所が遠隔地にあるため, 同地域の旅客の需要に的確に応じることが困難であること。
(2) 運送の区域	【作木町及び布野町: 認める】 いずれの地域もタクシーの営業所が存在しない等の理由から, 妥当である。
(3) 旅客から収受する対価	【300円/1乗車: 認める】 地域運行の路線バス運賃やタクシー運賃換算を想定した場合, 営利に至らない範囲内と認める。
(4) 運送しようとする旅客の範囲	【妥当である】 利用者は, 作木町域在住の自ら移動手段を持たない高齢者を中心に想定され, 計画されており, かつ登録のある者としている。
(5) その他必要と認められる措置	【使用する自動車数2台: 妥当である】 【運転者に求められる要件: 適切である】 道路運送法施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えている。 【損害賠償措置: 適切である】 計画書では, 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行に

	<p>より生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」以上の補償を準備している。 対人及び対物：無制限・搭乗者補償あり</p> <p>【運行管理の体制：適切である】</p> <p>運行管理及び整備管理の体制が書面にて整えられている。 また、各責任者の就任予定名簿に記載がある。</p>
--	--

以上のことから、三次市有償運送運営協議会において申請者である特定非営利活動法人元氣むらさき(理事長 熊本孝司)が当該地域で自家用有償旅客運送を行うことについて必要性が認められるとし、協議会合意に至りました。

【参考資料】

三次市有償運送運営協議会構成委員		(敬称略)
構成員要件	委員氏名	
(1)三次市	三次市地域振興部	部長 藤井 啓介
(2)一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社	営業部長 實兼 利光
	有限会社甲奴タクシー	代表取締役 明賀 豊
	有限会社三良坂タクシー	代表取締役 國定 繁幸
(3)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部	書記長 土井 弘文
(4)住民又は利用者の代表	住民代表	中村 義和
	作木町自治連合会	会長 田村 眞司
	三次市社会福祉協議会	事務局長 三上 勝明
(5)国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官 八澤 昭二
(6)広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局過疎・地域振興課	課長 増田 茂伸
(7)学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校	講師 加藤 博和

オブザーバー：広島県タクシー協会専務理事 笹倉 賢治

(3) 作木町自家用有償旅客運送実証運行（過疎地有償運送）の経過について

平成23年7月19日（火）に開催された三次市有償運送運営協議会の合意事項を基に、運営主体である特定非営利活動法人元気むらさくぎ及び作木支所等と連携し、実証運行に向けて手続きや準備を進めています。

■ 愛称・ロゴマークデザインの決定（応募数34件）

愛称：「さくぎニコニコ便」

ロゴマークデザイン：



（応募されたデザインを基に若干の修整を加え作成しています。）

■ 実証運行開始日 平成23年10月5日（水）

■ 実証運行計画等 別紙資料1

- ・ 作木町自家用有償旅客運送検討会議の開催（8月9日）
- ・ ボランティアドライバー等連絡会議の開催（8月9日）
- ・ 過疎地有償運送登録申請（8月17日付け）
- ・ 区長及び民生委員・児童委員協議会事業報告会等の開催（9月6,7日）
- ・ 利用会員登録受付（9月20日現在，91名登録）
- ・ ボランティアドライバー法令等研修会の開催（9月22日）
- ・ NPO法人元気むらさくぎとの協議（随時）

- #### ■ その他 「さくぎニコニコ便」出発式セレモニーの開催 平成23年10月1日（土） 午前10時から 作木ふるさと活性化センター「川の駅」駐車場

(4) 公共交通モビリティマネジメントの実施計画について

今年度、小中学生を対象にした開催予定である「バスの乗り方教室」について備北交通株式会社の協力のもと、教育委員会を通じ、校長会へ周知を行います。 別紙資料2



注)モビリティマネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組みを指す。

2 協議事項

(1) 三次市民バス甲奴町線デマンド実証運行（案）について

本市の連携計画では、三次市民バスの再編を取り組むことが確認されています。
今年度は、1便あたりの利用が、長年低迷している甲奴町線を定時定路線運行から、デマンド方式（区域）運行に転換し、利用者の利便性を向上とともに効率化を図ります。

【参考数値】

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者総数	4,898 人	4,631 人	4,508 人	4,328 人	3,851 人

ア. 再編計画（実証運行）等について

運行態様等について

区分	運行形態等		運行事業者	
現状	定時定路線	指定停留所にて乗降	(有)甲奴タクシー	H 2 0 年度選定事業者
再編 計画	区域運行	予約制：自宅前で乗降可 (復路は指定バス停で乗車)	同上	経営許可申請審査基準 (運行区域に営業所)

5. 区域運行に係る事業計画等

(抜粋) 営業所は、営業区域にあることを要する。

運行地域（基本路線）・予定ダイヤについて

運行地域	月	火	水	木	金	土・日
上川・福田・梶田エリア			2		2	運休
宇賀・広石エリア	2		2			
小童・西野・本郷エリア		1		1		

数字は運行車両数



市民バス路線を基本に設定（エリア 路線）

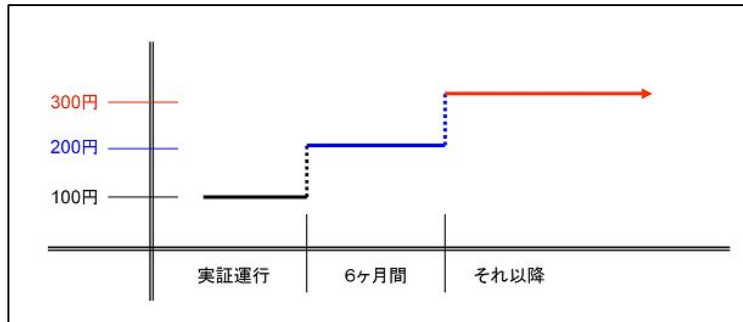
往路	復路	JR線 (福塩線)		路線バス (甲奴三次線)	
		上り	下り	三次 行	甲奴 行
8:00		8:33	9:03	7:50	
9:15	11:30				
11:40	13:10	12:33	13:02		
	14:00	14:58	15:58	14:00	13:38
3便	3便	往路は車庫等を発車する時刻			

地域間交通の船部を重視するとともに、現在の市民バス利用実態を考慮し、ダイヤを設定

運賃の設定について

激変緩和を考慮しながら段階的運賃を設定します。

- ❑ 実証期間中は利用周知を含め、現行の100円 / 1乗車とする。
- ❑ 激変緩和を含め段階的運賃の設定
(本格運行時(半年間)は200円 / 1乗車, その後は300円 / 1乗車に順次変更)



- ❑ 運賃は運行事業者のインセンティブ収入とする。(オペレーター料として)

使用車両及び他事業との併用について

常用車両(貸切及び乗用車両併用)1台及び3台



(15人乗り)



(10人乗り)



(10人乗り)



(10人乗り)

予備車両(貸切車両併用)1台



(24人乗り)

予備車両(乗用車両併用)4台



(5人乗り)



(5人乗り)



(5人乗り)



(5人乗り)

(人乗り)は、運転手を含んだ乗車可能人員

乗降場所の設定について



イ. スケジュールについて

実証運行開始までの周知・広報等について

実施・予定日	内容等
平成23.8.8	・甲奴町振興協議会連合会再編事業概要説明会
平成23.8.11	・甲奴地区民生委員・児童委員協議会事業概要説明会
平成23.9～	・利用者等再編事業説明 広報（敬老会等） DVD作成（利用者登録） ・・・別紙資料3
平成23.10	・事業計画追加申請（広島運輸支局）
平成23.12	・実証運行開始（半年間予定）
平成24.3	・事業評価等実施

(2) 備北交通(株)運行路線の事業計画変更(案)について

ア. 作木線の一部路線の休止について

【路線詳細図】



休止区間	都賀都橋～作木～布野～三次駅の「馬ガ峠(東)～田原」(黄線) 3.8 km
利用実態	直近の調査(平成23年7月26日～9月12日間:8月3日に田原バス停で1名降車)
関係機関調整	<ul style="list-style-type: none"> ・三次市(作木支所を通じ地域へ協議 了承) ・島根県(現在,関係自治体と調整中)

効果(想定)	時間短縮が図れることから,利便性の向上が図れる。 (この区間を11分間かけて迂回している。)
実施予定日	平成23年11月1日

(3) その他について

ア. 安芸高田市が行う自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて(更新依頼)

協議内容・・・別紙資料4

イ. 平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業の監査について(報告)